

第3次草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版

第1章 計画策定の趣旨

●計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づいて市町村における一般廃棄物の減量化・資源化、適正処理に関する目標および施策等の基本的事項を定め、取組を推進するための計画です。

●計画の範囲

本計画の範囲は、本市が自ら処理または本市以外の事業者処理を委託する家庭系一般廃棄物および市内の排出事業者自らが処理する事業系一般廃棄物を対象とします。

●計画の期間

令和4（2022）年度から令和14（2032）年度までの11か年

●計画の進捗管理

- ・PDCAサイクルにより、ごみ組成調査やごみの排出量等に基づく計画の点検、見直し、評価を行うとともに、草津市廃棄物減量等推進審議会においても計画の進捗管理を毎年行うこととします。
- ・ごみの減量が進んでいない場合、令和7（2025）年度および令和11（2029）年度に、施策の見直しおよび新たな施策展開に取り組むこととします。

第2章 ごみ処理の現状

●ごみ排出量の推移

○ごみ排出量の推移

- ・家庭系ごみは増加しています。
- ・事業系ごみ、集団回収量は減少しています。



○1人1日当たりのごみ排出量の推移

- ・1人1日当たりの総ごみ量、1人1日当たりの事業系ごみ量は減少しています。
- ・1人1日当たりの家庭系ごみ量は増加しています。

●ごみの減量化・資源化の状況

- ・古紙については、市の委託業者が回収しています。
- ・資源回収活動に対して奨励金を交付しています。
- ・生ごみ処理容器の購入に対して補助金を交付しています。

●ごみ処理の状況

- ・平成30（2018）年3月に供用を開始した草津市立クリーンセンターでは、ごみ焼却処理施設、プラスチック圧縮梱包処理施設、粗大ごみ・破碎ごみ処理施設、ペットボトル圧縮梱包処理施設、びん類選別ラインおよび陶器・ガラス類選別ラインを備え、中間処理を行っています。
- ・市内で発生するごみの最終処分は、大阪湾広域臨海環境整備センターに委託しています。

●国・県の動向と方針

- ・国では、2R（リデュース・リユース）に向けた取組の強化、廃プラスチックの処理、食品廃棄物（食品ロス）の削減、災害廃棄物への対応、高齢化社会への対応、2050年カーボンニュートラル宣言への対応が進められています。
- ・滋賀県では、滋賀県廃棄物処理計画に基づく取組が進められています。

●前計画における成果と課題

○前計画の目標値および達成状況

- ・1人1日当たりに換算した家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）を平成20年度比で約20%削減する目標に対しては、平成30（2018）年度以降、家庭系ごみが増加し、目標値を達成していません。
- ・1人1日当たりに換算した事業系ごみ排出量を平成20年度比で約20%削減する目標に対しては、平成20（2008）年度以降、事業系ごみが減少し、目標値を達成しています。
- ・リサイクル率を平成20（2008）年度の15.5%から24%に引き上げる目標に対しては、令和2（2020）年度のリサイクル率が18.7%であり、目標値を達成していません。

○前計画の取組成果

- ・「ごみ問題を考える草津市民会議」との連携による啓発、「3010運動+」の紹介、排出事業者への訪問指導、古紙の行政回収の開始、「雑紙保管袋」や「雑誌・雑紙分別辞典」の作成・配付

●ごみ処理の課題

- ・ごみの発生抑制と再使用（2R）の推進
- ・資源化の徹底
- ・ごみ処理事業の効率的かつ経済的な運営
- ・適正なごみ処理体制の維持
- ・市民・事業者・行政の協働
- ・温室効果ガスの削減
- ・ごみに関する社会情勢の変化への対応



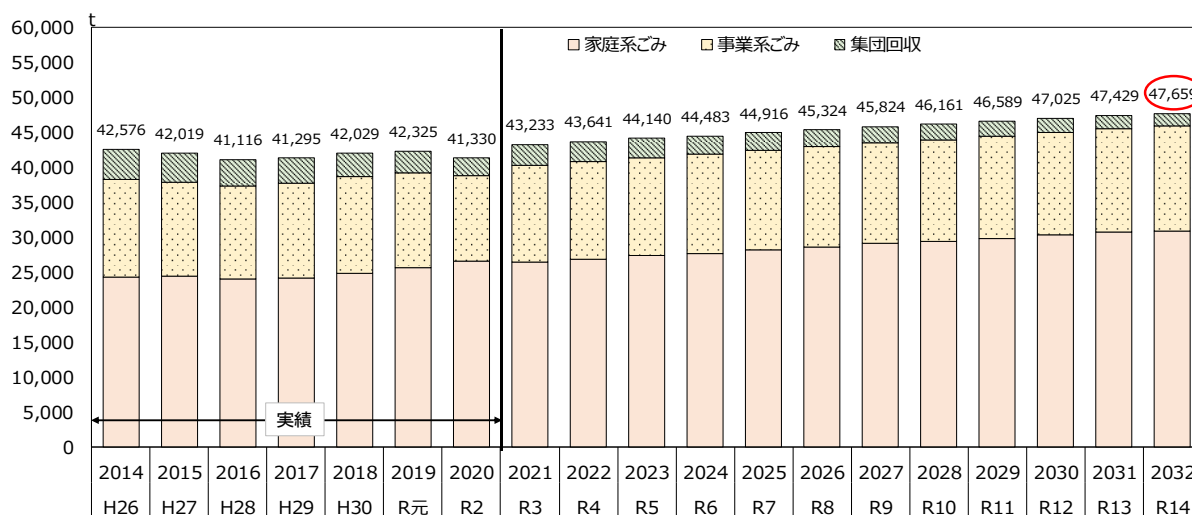
第3章 ごみ発生量の推計

●ごみ発生量の推計（施策実施前）

今後の人口等の増加により、令和14（2032）年度の総ごみ量は、47,659tとなります。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各ごみ量に大きな変化が見られたため、推計の対象から除いています。

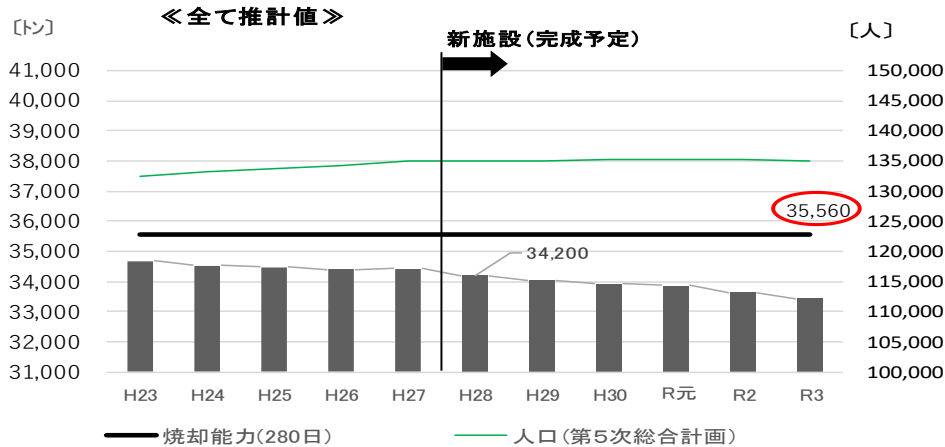
本市の総ごみ量の推計



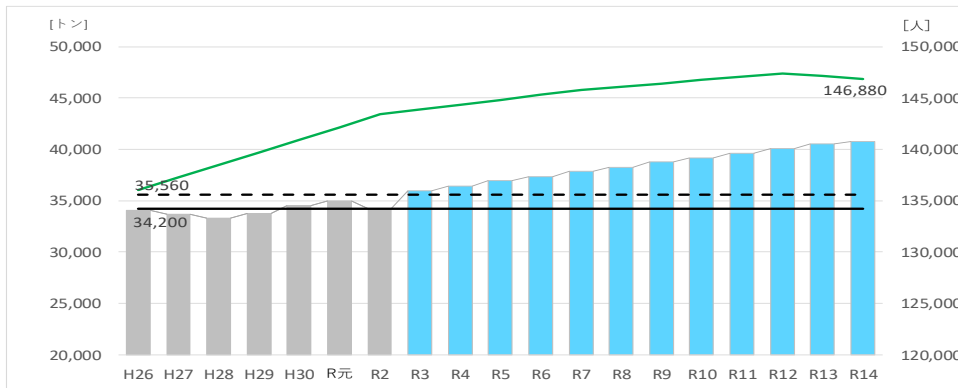
●焼却処理量の推計と課題

- ・クリーンセンターの焼却処理能力は、平成28（2016）年度の焼却処理量から、故障修理等を見越した調整率（4%）を考慮して、35,560 tで算定しています。
- ・今後の人口増加およびごみ量の推移をみると、令和3（2021）年度以降は、35,560 tを超えることが想定され、早急な施策が必要な状況です。

人口と焼却処理量の将来推計（平成21（2009）年度検討結果）



令和元（2019）年度までのトレンドを考慮した焼却処理量の将来推計



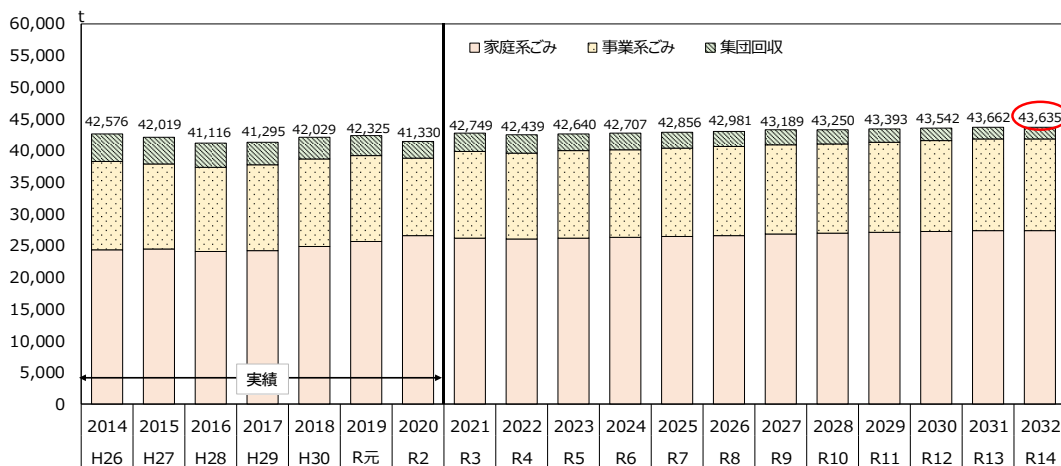
●計画期間前の施策の実施

- ・クリーンセンターへのごみの直接持込の増加を抑えるため、持込前の事前申請を必要とする制度を導入することで、粗大ごみ等の排出抑制を行います。
- ・事業系ごみのうち、古紙の持込を抑えるため、古紙類のリサイクルルートへの誘導により、排出抑制を行います。

●ごみ発生量の推計（計画期間前施策実施後）

計画期間前の施策の導入により、令和14（2032）年度の総ごみ量は、43,635t（焼却処理量37,943t）となります。

計画期間前の施策の導入による本市の総ごみ量の将来推計



第4章 計画の目標と施策体系

●目指すべき将来像

本計画における取組の方向性を明確にするため、目指すべき将来像を以下のとおり設定します。

更なるごみの減量・リサイクルによる「資源循環型社会の構築」

●基本方針

以下の3つの基本方針により、「資源循環型社会の構築」を目指します。



基本方針1 「減らす」

ごみの発生抑制と再使用（2R）を優先的に進めます

資源やエネルギーを必要とする「リサイクル」よりも優先すべき対策であるごみの発生抑制と再使用の取組を進めます。



基本方針2 「分ける」

ごみの分別と資源化を徹底します

ごみの発生抑制と再使用の取組を進めてもなお発生するごみを適正に分別するために、市民に分かりやすい区分によって適正に分別し、可能な限り資源化することを徹底します。



基本方針3 「安心できる」

環境負荷の低減に努め、効率的かつ経済的なごみ処理を目指します

収集から最終処分までの各過程において、温室効果ガス排出量の削減や環境汚染物質の発生抑制などの環境負荷の低減に努め、効率的かつ経済的な事業運営を目指します。

●目標設定

<家庭系ごみ（集団回収を含む）の減量目標>

令和元年度比で市民1人1日当たり**44.2g（8.0%）の減量**
（令和元年度実績：553.2g → 令和14年度：509.0g）

<事業系ごみの減量目標>

令和元年度比で市民1人1日当たり**15.9g（6.1%）の減量**
（令和元年度実績：260.2g → 令和14年度：244.3g）

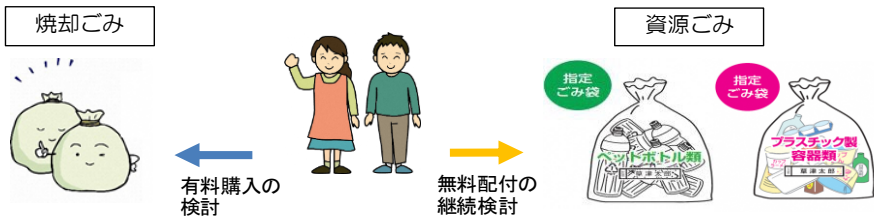


<参考指標（ベンチマーク）>

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ・家庭・事業所から出る食品ロス量 | 家庭系：10.34%以下、事業系：10.49%以下 |
| ・リサイクル率 | 19.1%以上 |
| ・ごみ埋立（最終）処分量 | 4,568 t 以下 |

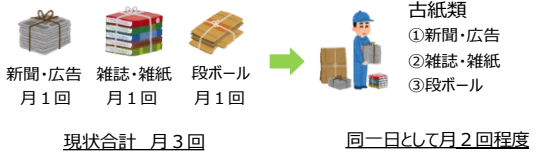

（※各指標はすべて年間当たり）

第5章 目標達成に向けた施策

基本施策1 2Rを推進するための仕組みづくり

重点施策	施策の概要
<p>焼却ごみ類指定袋の有料購入の検討</p>	<p>家庭系焼却ごみ類の削減、ごみ減量に向けた市民意識の更なる向上のため、焼却ごみ類の指定袋を現状の一定量無料配付から、有料購入への変更を検討します。また、資源化の促進、地域コミュニティ支援の観点から、資源ごみについては袋の無料配付の継続について検討します。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
<p>リユース市場の拡大促進</p>	<p>増加傾向がみられる粗大ごみ、破碎ごみ類および陶器・ガラス類等の削減のため、近隣市と連携し、リユースショップの場所や連絡先を記載したリユース拠点のマップを作成して、市のホームページ、ごみ分別アプリ等を用いて情報提供することでリユース市場の拡大を進めるとともに、リユース事業を検討します。</p> <div style="text-align: right;">  </div>
<p>事業系ごみ処理手数料の見直し</p>	<p>増加傾向がみられる事業系ごみに対して、排出事業者にごみの減量へのインセンティブ（動機付け）を持っていただくため、周辺自治体の事業系ごみの処理手数料も参考に手数料の見直しを進め、事業系ごみの搬入量の抑制を図ります。</p>
<p>雑紙の分別周知</p>	<p>分かりにくい分別品目について、具体的な事例を挙げながら、分かりやすい雑紙分別の周知啓発を行います。</p> <div style="text-align: right;">  </div>

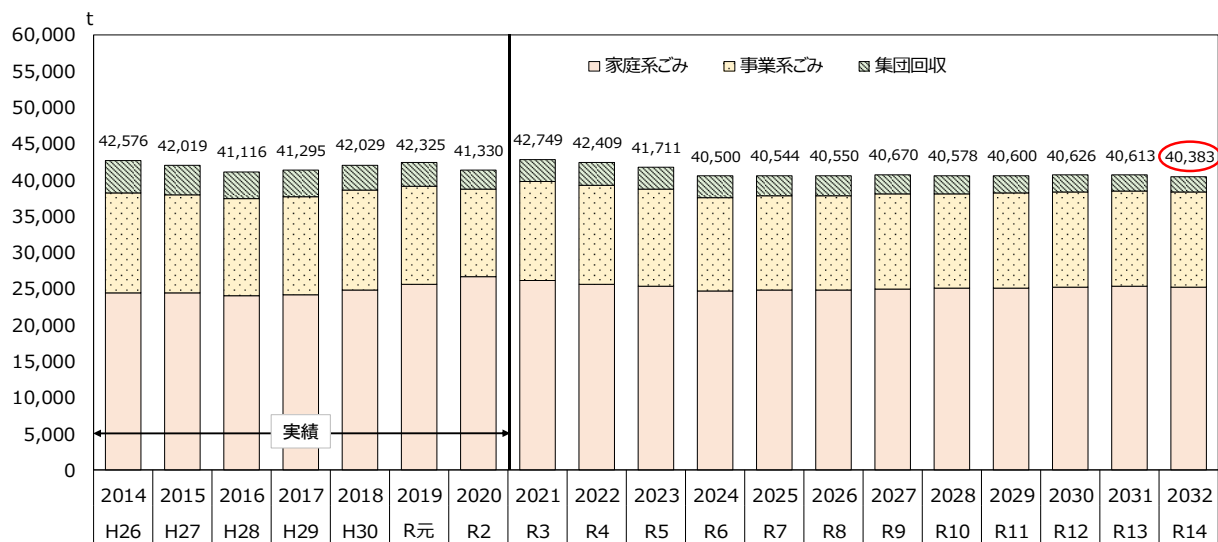
基本施策2 持続可能な分別・収集・処理体制の確立

重点施策	施策の概要
<p>市民に分かりやすいごみ分別</p>	<p>市民が分別に苦慮する品目について、分別を分かりやすく変更することで適正分別および資源化を推進します。特に、プラマークの有無や汚れているか否かの判断が必要な「プラスチック製容器類」について、分別を分かりやすく変更し、周知します。</p>
<p>収集日の統合による効率的な収集</p>	<p>古紙類の品目別の収集日を統合することで、排出し易くするとともに、古紙類の収集量増加による資源化率向上を図ります。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
<p>高齢者等ごみ出し支援の検討</p>	<p>今後の高齢化率の上昇等を見据え、ごみ分別の支援や排出が困難になる世帯への支援が必要です。地域によるごみ出し支援をサポートするコミュニティ（地域団体等）を支援することにより、地域とのかかわりを持ちながら住み慣れた地域で生活できるよう、また、持続可能な適正排出を行えるよう、ごみ出し支援について検討します。</p> <div style="text-align: right;">  </div>

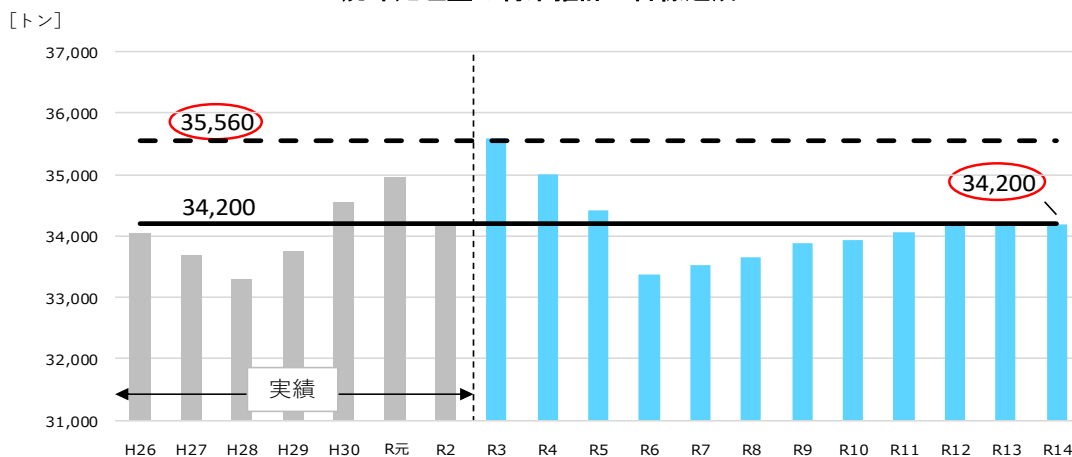
●ごみ発生量の推計（施策実施後）

施策実施後、令和14（2032）年度の総ごみ量は、40,383t（焼却処理量34,200t）となります。

本市の総ごみ量将来推計（家庭系+集団回収+事業系）－目標達成－



焼却処理量の将来推計－目標達成－



草津市立クリーンセンター
マスコットキャラクター イオロ



令和4年3月発行

編集・発行 草津市 環境経済部 資源循環推進課
〒525-0043 滋賀県草津市馬場町1200番地25
TEL：077-562-6361 FAX：077-566-1694
E-mail：shigen@city.kusatsu.lg.jp
URL http://www.city.kusatsu.shiga.jp/